

令和4年度-令和5年度 議会活性化特別委員会調査報告書

1 はじめに

更なる議会活性化に向けた施策の検討を行うため、令和4年6月の第414回議会定例会において「議会活性化特別委員会」（以下、当委員会）が設置され、6名の委員が選任されました。

当委員会の目的は、議長から諮問を受けた下記の検討課題について、今後の議会の取組みに反映できるよう、調査・研究を行い、その結果を議長に提言するものです。

検討課題は下記の7項目で、議会運営の規範となるものから、活動のルール化や住民理解への方策など、幅広い範囲において調査・研究するものです。

当委員会では、検討課題の優先順位を決め、その順位に従ってひとつひとつ検討していくこととしました。

【議長からの検討課題】

- ① 議会・議員活動のルール化
- ② 議会基本条例の検討
- ③ 議会の通年会期制(通年議会)の導入
- ④ 地方自治法第96条第2項に定める議決事項の追加
- ⑤ 議会運営・活動の評価制度
- ⑥ 議員による町民相談会
- ⑦ インターネット等を活用した議会ネット中継

1 委員会の活動状況

令和4年度	令和5年度
令和4年7月28日	令和5年4月17日
令和4年8月23日	令和5年5月19日（行政視察）
令和4年9月13日	令和5年6月1日
令和4年11月17日（セミナー受講）	令和5年7月3日
令和4年12月13日	令和5年8月4日
令和4年1月16日	令和5年9月14日
令和4年2月14日	令和5年10月31日
	令和6年1月25日

2 調査・研究の結果

① 議会・議員活動のルール化

町民の代表として議会のあるべき姿や、町民から求められているモラルなどについて意見が出されました。

議会議員政治倫理条例が令和4年12月第417回議会定例会で改正され、第4条の政治倫理基準に、議員がより町民から信用されるための5項目が盛り込まれたことにより、この検討課題については研究を終了しました。

② 議会基本条例の検討

議会改革や活性化などを図りながら、全議員が同じ意識のもと、より一層議会としての責務を果たすべく努力することが住民の負託に応える結果と考え、議会に関する最上位のルールとなる「議会基本条例」を制定することとしました。

他自治体議会の基本条例の研究や、オンラインセミナーの受講、栃木市・小山市議会への行政視察などを通して、議会基本条例の意義や必要性の勉強、各地方議会の特徴などの調査を行いながら、高根沢町の議会基本条例について検討を重ねていきました。

前文や第1条の目的では、高根沢町議会がどうあるべきかを表現することとし、高根沢町らしい「結の心」や「協働」などの文言を記載することとしました。

条例の概要としては、

- ・議会、議長及び議員は、開かれた議会や資質向上を目指す。
- ・議会の議決が必要な事件に、町の最上位計画である「地域経営計画」を加える。
- ・委員会や全員協議会の活動を通して、政策立案や政策提言を活発に行う。
- ・町民が議会や町政への関心を高めるため、町民への情報の提供や、町民との意見交換を積極的に行う。
- ・災害発生時の対応について定め、町と町民との連携役となる。
- ・議員定数と議員報酬の考え方について定める。
- ・一般選挙前にこの条例の検証を行い、条例の理念浸透と議会改革の推進を図る。

としました。

条例の素案を、令和5年6月8日の全員協議会（議員間協議）で全議員に示し、委員以外の議員から意見をもらいました。

また、令和5年12月11日から令和6年1月12日にかけてパブリックコメントを実施しましたが、寄せられた意見は0件でした。

それらの結果をふまえ、令和6年3月第423回高根沢町議会定例会に、議会活性化特別委員会からの発議として、高根沢町議会基本条例（案）を上程しました。

なお、議会基本条例の検討の中で、議会議員政治倫理条例第4条（政治倫理基準）の見直しの必要性が感じられたため、見直しの機会を設けることを提言いたします。

③ 議会の通年会期制(通年議会)の導入

通年議会について、国内の状況や、先進的な事例について勉強したほか、県内で取り入れている那須塩原市と矢板市に書面での調査を行い、メリットやデメリットの研究を行いました。

定例会と臨時会によって円滑な議会運営が行われていること、議長の臨時会招集請求に対して町長が速やかに招集告示を行っていることなど、高根沢町の議会と町長との関係性は良好で、不都合が生じていないため、現時点で通年議会の導入は必要ないと結論付けました。

④ 地方自治法第96条第2項に定める議決事項の追加

地域経営計画は、町の最上位計画であること、また毎年度の予算編成の基礎となっていることから、議決をもって町の意味を決定する必要があると考えました。

そのため、議会基本条例の第6条で、地域経営計画の策定と変更を議決事件として加えることとしました。

⑤ 議会運営・活動の評価制度

議会基本条例の第20条で、議会基本条例で定めた議会や議員の活動の目的が達成されているかどうか、一般選挙前に検証を行うこととしました。

4年に一度検証を行い、それを選挙後の議会に引き継ぐことによって、議会の運営や活動について見直したり、また議会基本条例の存在を再確認したりするきっかけとなると考えました。

高根沢町議会基本条例（案）より

（検証）

第20条 議会は、常に町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかについて、一般選挙前に議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果を公表し、制度の改善が必要となったときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 第1項による検証の結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする。

⑥ 議員による町民相談会

議員が相談を受けても、解決に結びつけるのは難しいと予想されます。

カフェ・ド・ギカイを充実させることで、町民の意見や困りごとを聞いていくこととし、今回は見合わせることとしました。

⑦ インターネット等を活用した議会ネット中継

現在は一般質問のみ録画したものをネットで配信していますが、本会議中の映像をリアルタイムで配信していくことは開かれた議会として望ましい姿だと思われまます。

今の議場の設備のままでは対応できませんが、早急に整備する必要まではないと考え、新庁舎整備に合わせて導入できるよう、新庁舎整備検討特別委員会と連携しながら、町へ設備整備の要望をしていくこととしました。

現在の状況であっても、一般質問の配信の周知活動を積極的に行っていくべきとの意見がありました。

3 まとめ

令和4年度・5年度の議会活性化特別委員会での研究成果としては、令和4年第417回議会定例会での議会議員政治倫理条例の一部改正と、令和6年3月第423回議会定例会での議会基本条例の制定にまとめられるでしょう。

2年間に渡り、高根沢町議会の現状や目指す姿などについて、それぞれの委員が考え、意見を出し合ってきたことは、高根沢町議会の更なる活性化に向けた弾みになっていると感じています。

この委員の想いが全議員に広がり、高根沢町議会基本条例の目的とした「町民福祉の向上及び民主的な町政の発展」に繋がることを切に願い、当委員会の報告といたします。

令和6年3月15日

高根沢町議会議長 神林 秀治 様

高根沢町議会活性化委特別委員会

委員長 小林 栄 治

副委員長 神林 秀 治 (R5.1.31 まで)

副委員長 菅 谷 英 夫 (R5.2.1 から副委員長)

委員 齋 藤 武 男

委員 加 藤 章 (R5.2.1 から)

委員 野 口 昌 宏

委員 小 池 哲 也